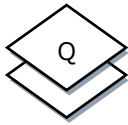




労働相談Q & Aで解決！

資格取得費用



会社の指示により大型免許を取得しました。自己都合による退職を申し出たところ、免許取得に要した費用を返還するよう言われました。支払う必要がありますか。

A 支払う必要はないと考えられます。

業務上必要であると思われる免許を会社の指示で取得しなくてはならなかったからです。

解説はこちら

- 「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」とされています（労働基準法第16条）。
これは労働者の債務不履行等に際して、あらかじめ一定額の違約金や損害賠償額を定めることによって労働者の退職の自由を制限する足止め策を禁止する趣旨です。
- 相談者は大型免許取得に要した費用を返還できなければ退職できないことになりますが、これでは相談者の退職の自由が制約されてしまいます。
- 一般的に資格取得費を返還する必要があるかは次の内容を総合的に検討して判断します。
 - 1 資格取得費用について、労働契約とは区別した金銭消費貸借契約があるか
 - 2 資格取得が業務命令か（資格取得は労働者の任意で、自発的なものか）
 - 3 資格取得の業務性の程度（業務に必要性があるか）
 - 4 返還免除基準の合理性（退職を制限される期間が不当に長いかどうか）
 - 5 返済額・方法の合理性
- 相談内容の限り、相談者は会社の業務命令で大型免許を取得したと考えられ、また、大型免許は業務に必要な資格であると思われます。
- 免許を取得してからどの程度の期間退職を制限されるのか、また、金銭消費貸借契約の有無についてわかりかねますが、以上の内容から、相談者は免許取得に要した費用を返還する必要はないと考えられます。

どうすれば？

- 就業規則や労働契約書などで、資格取得や研修費用の返還について確認しましょう。
- 労働基準法第16条の賠償予定の禁止に該当する可能性があるので、返還する必要がないことを会社に伝えましょう。

- 会社と合意できない場合は、労働基準監督署に相談することをおすすめします。
- 労働局の雇用環境・均等室に相談し、労働局長の助言・指導を受けることができます。
また、紛争調整委員会のあっせんを利用することができます。
- 労働委員会のあっせん制度も利用できます。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/index.html>
- 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電 話 055 (225) 2851
甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 都留及び鰍沢労働基準監督署管轄以外の地域)
電 話 055 (224) 5620
都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)
電 話 0554 (43) 2195
鰍沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)
電 話 0556 (22) 3181